

ハラスメント防止決議

精華町議会は、議会基本条例の目的である「開かれた議会」を不断に追求してきた。

その目的を達成するために、議会の改革・活性化にも取り組んできた。また、昨今の社会が「多様性豊かな仕組」を求めている。

本来の議会は、地域社会と同様、多様性のある議会構成が求められている。

その実現に向けての障壁の1つに、ハラスメントの存在がある。

ハラスメントとは、パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントなど、個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する一切の行為である。

ハラスメントは、基本的人権・個人の尊厳を傷つけるものであり、加害者の意思を問わず許されるものではない。

しかし、権力の集合体である議会では、議員間や議員と職員との関係で発生しうる土壌がある。また、議員が被害者になる事象もある。それらを自覚し、ハラスメントの加害者にも被害者にもならないために、全議員研修や議会運営の検討を重ねてきた。

精華町議会は、将来にわたってあらゆるハラスメントを防止し、健全な議会活動を展開することを決意する。

以上、決議する。

令和7年3月28日

京都府精華町議会